

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所役員退職手当支給規程

平成17年4月1日

17規程第4号

改正 平成24年12月28日24規程第9号

改正 平成27年4月1日27規程第4号

改正 平成29年4月1日29規程第13号

改正 平成30年8月17日30規程第17号

改正 令和7年7月1日7規程第29号

(総則)

第1条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）の
役員の退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員（常勤の役員に限る。以下同じ。）が退職し、又は解任された場合にその者（死亡により退職した場合には、その遺族）に支給する。ただし、役員が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第23条第2項第2号又は第3項の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。

2 退職手当は、法令及び理事長が別に定めるところにより控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

3 役員が退職手当の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額（第5条第5項に該当する場合を除く。）は、在職期間1月につき、役員が退職し、又は解任された日におけるその者の本給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に厚生労働大臣が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第5条第1項、第6条後段及び附則第2条の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に厚生労働大臣が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に

従って計算するものとし、1月に満たない端数（次項において「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

- 2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

（国の機関から復帰した役員等に対する退職手当に係る特例）

第5条 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員の在職期間の終期までの期間は、役員として引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第3条ただし書きの適用に係る本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、別に定める額とする。
- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるために退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、第2条第1項の規定にかかわらず、退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、当該退職の日国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなして同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における本給月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての本給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、別に定める額とする。

（再任等の場合の取扱い）

第6条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届け出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の号数の昇順によるものとし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位によるものとする。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員と親等の近い者を先順位とする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第8条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 役員を故意に死亡させた者
- (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(遺族の受給資格証明)

第9条 第2条第1項に規定する遺族が退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民登録謄本その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

- 第10条 役員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、拘禁刑以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間(その退職手当の基礎となる期間をいう。次条及び第12条において同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第11条 理事長は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、

その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関してその者が逮捕された場合又は次の各号の一に該当する場合であって、その者に対し退職手当を支給することが、研究所の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、退職手当の支給に関し、その適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったとき

(2) その者に係る通則法第 23 条第 2 項第 2 号に規定する解任事由に相当する事実が明らかになったとき

2 理事長は、前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差し止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第 2 号に相当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差し止処分を受けた者について、当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して 1 年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差し止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差し止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差し止処分を行う場合は、当該一時差し止処分を受けるべき者に対し、当該一時差し止処分の際、一時差し止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（退職手当の返納）

第 12 条 理事長は、退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき、又は、その者に係る通則法第 23 条第 2 項第 2 号に規定する解任事由に相当する事実が明らかになった場合であって、その者に退職手当を支給したことが、研究所の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、退職手当の支給に関し、その適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めたときは、その支給した退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

（端数の処理）

第 13 条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日24規程第9号)

第1条 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

第2条 第3条の規定の適用については、「100 分の 86.35」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100 分の 95.45」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100 分の 90.9」とする。

附 則 (平成27年4月1日27規程第4号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日の前日において、独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成26年法律第38号）附則第2条第1項の規定による解散前の独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「健康・栄養研究所」という。）の役員（常勤の役員に限る。以下同じ。）であった者で、施行日において研究所の役員として任命されたものに対する退職手当の支給については、その者の健康・栄養研究所の役員としての在職期間を研究所の役員としての在職期間とみなす。

附 則 (平成29年4月1日29規程第13号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日（以下、「施行日」という。）から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年8月17日30規程第17号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年8月17日から施行する。

附 則 (令和7年7月1日7規程第29号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年7月1日から施行する。